事　務　連　絡
令和７年４月吉日

保護者各位

岸和田市教育委員会

学校感染症にかかる意見書の取り扱いの変更について（お知らせ）

平素は、学校園の教育活動にご協力いただき誠にありがとうございます。

お子様が感染症にり患し、療養期間を経て登校を再開する際の手続きについて、変更がありますのでお知らせいたします。これまでは、医師が証明した意見書をご提出いただいておりましたが、保護者のみなさまや医療機関への負担を軽減するため、令和７年４月からは意見書の提出を廃止し、新たに報告書（療養報告書）の記入及び提出を保護者の方にお願いすることとなりました。

なお、療養報告書の提出が必要な感染症は、下記のとおりです（意見書と同じです）。医療機関で感染症の診断を受けた場合は、各学校園へ報告のうえ療養報告書の用紙をお受け取りください。（お受け取り方法は各学校園にご確認ください。）岸和田市教育委員会のホームページにも療養報告書を掲載しておりますので、ダウンロードしていただくことも可能です。

療養報告書には、登校の目安(条件)を記載させていただいております。条件を満たしている場合は登校が可能ですが、医師の指示に従い、十分な療養をお願いいたします。また、近年、年間を通じて様々な感染症が流行しております。発熱しているなどお子様の様子が普段と違うときは、無理をせずに自宅で療養し、必要に応じて医療機関を受診するようお願い申し上げます。

記

【療養報告書の提出が必要な感染症】

インフルエンザ、百日咳、麻しん(はしか)、流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)、風しん(三日はしか)、水痘(みずぼうそう)、咽頭結膜熱(プール熱)、新型コロナウイルス感染症、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157 等)、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎(アポロ病)、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、ロタウイルス感染症等)、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、RS ウイルス感染症、アデノウイルス感染症

【連絡先】
岸和田市教育委員会
教育総務部総務課　保健担当
TEL　072-423-9638